

学校法人梅村学園と公益財団法人服部国際奨学財団との 連携協力に関する協定書

学校法人梅村学園（以下「甲」という。）と公益財団法人服部国際奨学財団（以下「乙」という。）は、双方の連携のもと、経済的支援を必要とする優秀な学生・生徒に対する奨学事業を中心に入材育成の取組を行い、もって広く社会貢献を果たすことを目指し、次のとおり連携協力に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の連携の下、経済的支援を必要とする優秀な学生・生徒及びアジア諸国等出身の外国人留学生に対する奨学援助を行い、修学機会の保障ならびに卒業後における活躍等の支援を図ることを通じて、人材育成の観点から社会貢献を果たすこととする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を実現するために、次に掲げる事業について連携して実行する。

- (1) 服部国際奨学財団奨学金に関する事業
- (2) 人材育成に関する事業
- (3) 奨学金の振興に関する事業
- (4) その他前各号に付随する甲乙双方が有益にして必要と認める事業

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、連携協力をするに当たり、相手方から開示された機密情報並びに諸事業に付随して知り得た機密情報及び個人情報等を漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、2017年6月8日から2018年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれかが書面による別段の意思表示をしない限り、期間満了の翌日からさらに1年間継続し、以後の期間満了に際しても同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、甲乙双方が協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上各1通を保有する。

2017年6月8日

甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の2
学校法人梅村学園

総長・理事長

伊藤 清美

乙 愛知県名古屋市瑞穂区檀渓通五丁目21番地の2
公益財団法人服部国際奨学財団

理事長

須田 大